

## ○主な改定項目

新旧頁	計画案	項目	新計画	現計画	備考
1	第1章 第2節 第2	プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域	・PPAの概念の削除 ・原子力規制委員会の判断による屋内退避エリアの拡張を記載	PPAの概念の記載 ※PPAの範囲等未定	
2	第1章 第3節 第2	福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策	実用発電用原子炉施設に定められたEALに準拠	記載なし	
5	第1章 第5節 第3	本県における具体的影響、想定等	予防的な屋内退避のほか、速やかなモニタリング検査の実施及び更なる防護措置の想定・準備	PPAIにおける防護措置の想定 ※PPAIにおける防護措置未定	資料1 項目1
5～7	第1章 第6節 第1	リスクコミュニケーションの充実	県民の合理的な選択・行動の養成を目的としたリスクコミュニケーションの方策を記載	記載なし	資料1 項目3
7	第2章 第3節 第1	避難等の準備	注意喚起や他市町避難等に係る連絡体制の整備	PPAIにおける防護措置に基づく避難計画の策定 ※PPAIにおける防護措置未定	資料1 項目1
7～8	第2章 第3節 第1	安定ヨウ素剤配布体制の整備	国の備蓄や配布方法等の検討状況を踏まえ、必要に応じて国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布体制の整備を検討	PPAIにおける防護措置に基づく安定ヨウ素剤の配備及び投与体制の整備 ※PPAIにおける防護措置未定	資料1 項目2
8	第2章 第3節 第2	避難等の判断基準	県の環境放射線モニタリング結果の反映を追加	記載なし	資料1 項目1
8～9	第2章 第3節 第2	屋内退避の指示	国の原子力災害対策本部の指示に基づき、県及び市町が住民に指示	PPAIにおける防護措置に基づく判断 ※PPAIにおける防護措置未定	資料1 項目1
9	第3章 第4節 第2	住民等に対する周知	屋内退避を実施する可能性について注意喚起	記載なし	資料1 項目2
10	第3章 第4節 第3	安定ヨウ素剤の配布	国が備蓄する安定ヨウ素剤について国及び関係機関と連携した対応	配布計画に基づく配布及び市町への支援	資料1 項目2
11	第3章 第4節 第5	避難退域時検査及び簡易除染への協力	近隣県の広域避難計画等に基づく避難退域時検査及び簡易除染への協力を追記	記載なし	
12	第3章 第7節 第1	OILに基づく飲食物摂取制限	検査計画に基づく飲食物中の放射性核種濃度の測定及びOILに基づく飲食物摂取制限を追記	記載なし	資料1 項目1